

# 弘前市 LGBTQ フレンドリー企業登録制度 手続きガイドブック



弘 前 市  
令和5年9月

## 目 次

1	弘前市 LGBTQ フレンドリー企業登録制度について	… 1
2	登録の要件	… 2
3	手続き方法	… 2
4	登録の要件となる取組について	… 3
5	登録の取消し	… 4
6	登録企業のメリット	… 5
7	市の担当部署	… 5
8	Q & A	… 5

参考 弘前市 LGBTQ フレンドリー企業登録制度実施要綱

## 1 弘前市LGBTQフレンドリー企業登録制度について

弘前市では、「弘前市男女共同参画プラン」に基づき、「一人ひとりが互いを尊重し合い心豊かに暮らせるまち弘前」の実現に向け、すべての人が個人としての尊厳が重んじられ、互いに多様な価値観を認め合いながら自分らしく生きられる地域づくりに取り組んでいます。

2020（令和2）年12月には「弘前市パートナーシップ宣誓制度」を導入し、性的マイノリティの方が安心して暮らせる社会の実現に向け、各種取組を進めており、このたび新たに、性的マイノリティに係る理解の促進や配慮した取組を行っている企業等<sup>※1</sup>を登録する「弘前市LGBTQフレンドリー企業<sup>※2</sup>登録制度」を創設いたしました。

この制度の導入を契機とし、より多くの企業等で性的マイノリティ<sup>※3</sup>に関する取組が推進され、多様な人材が活躍できる職場環境の整備につながることを期待するものです。

- ※1 企業等…市内に事業所を有する個人事業主又は市内に本店若しくは主たる事業所若しくは事務所を有し、かつ、常時雇用する労働者を有して事業活動を行うものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
- ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動を行うもの
  - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動を行うもの
  - ウ 法令、条例等に違反しているもの
  - エ 行政指導により、一定の作為又は不作為を求められているもの
  - オ 暴力団及びその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にあるもの
  - カ その他市長が適当でないと認めるもの
- ※2 LGBTQフレンドリー企業…性的マイノリティを理解し、及び支援したいという意思を持つ企業等であって、理解の促進や配慮した取組を行っているものをいう。
- ※3 性的マイノリティ…性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時に割り当てられた性別と異なる者をいう。

## 2 登録の要件

LGBTQフレンドリー企業に登録申請をするには、下記の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 市内に事業所がある個人事業主又は市内に本店、主たる事業所、事務所があり、労働者を常時雇用し事業活動を行っているもの。ただし、次に掲げるものは除く。
  - ア 宗教団体
  - イ 政治団体
  - ウ 法令、条例等に違反しているもの
  - エ 行政指導により、一定の作為又は不作為を求められているもの
  - オ 暴力団及びその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制の下にあるもの
- (2) 性的マイノリティを理解し、支援したいという意思があること。
- (3) 性的マイノリティに係る理解の促進や配慮した取組を行っていること。

## 3 手続き方法

- (1) 提出書類の準備
  - ・弘前市LGBTQフレンドリー企業登録申請書（以下、「申請書」という。）に記入し、取組内容が確認できる書類を作成してください。
- (2) 申請書等の提出
  - ・作成した書類を、企画課ひとづくり推進室まで提出してください。  
【提出方法】
    - ① 窓口へ持参 《受付場所》弘前市役所前川本館2階  
(土曜日・日曜日・祝日等市役所の休日を除く 8:30~17:00)
    - ② 郵送 《送付先》〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1
    - ③ Eメール 《送信先》kikaku@city.hirosaki.lg.jp
- (3) 弘前市LGBTQフレンドリー企業登録証の受領
  - ・登録の要件を満たしていると認められた場合、「弘前市LGBTQフレンドリー企業登録証」（以下、「登録証」という。）と登録ステッカーを交付します。
  - ・登録ロゴマーク電子データは別途送付します。
- (4) 市ホームページ掲載内容の確認
  - ・市ホームページへ掲載する内容について、データを送付しますので確認をお願いします。

## 4 登録の要件となる取組について

登録には、下記のうち1項目以上の取組を行っていることが必要となります。

### (1) 研修・周知啓発などによる理解の増進

#### 【取組事例】

- ・性的指向や性自認について基本的な知識を学ぶセミナー等への参加及び企業等内での情報共有による理解増進
- ・性的マイノリティに関する職員研修の実施
- ・性的マイノリティの相談対応に関する研修の実施 など

### (2) 方針の策定・周知や推進体制づくり

#### 【取組事例】

- ・性的指向や性自認に関わらず、多様な人材が活躍できる職場環境を作る旨を広く公開
- ・就業規則に性的指向・性自認に関する差別禁止を明記
- ・性的マイノリティに関する理解度や要望等を把握するためのアンケートの実施 など

### (3) 相談体制の整備

#### 【取組事例】

- ・既存の相談窓口において、性的指向・性自認に関する相談を受け付けている旨を明記し、職場内で周知
- ・性的指向・性自認に関する専門の相談窓口を設置
- ・相談窓口業務を外部の当事者団体に委託 など

### (4) 採用・雇用管理における取組

#### 【取組事例】

- ・カミングアウトの強制禁止や身体の状態についての質問禁止など、面接官向けのガイドラインを策定
- ・採用に関し、性的指向・性自認に係る差別を行わないことを明記
- ・就業規則等で、パワーハラスメント・セクシュアルハラスメントの中には、性的指向・性自認に関する侮蔑的な行動を含むことを明記 など

### (5) 福利厚生における取組

#### 【取組事例】

- ・婚姻と同等の関係にある性的マイノリティのカップルに対し、パートナーを配偶者とみなし結婚休暇等を付与
- ・性的マイノリティのカップルでも手続きができる制度についてまとめ、企業等内で周知
- ・社内パートナーシップ制度の創設 など

(6) 性的マイノリティの人が働きやすい職場環境の整備

【取組事例】

- ・健康診断について、一斉受診か個別対応か選択できるように対応
- ・服装について、性自認が多様であることを尊重し制服を廃止 など

(7) 職場内外における支援ネットワークづくり

【取組事例】

- ・社内報で性的マイノリティに関する内容を定期的に掲載
- ・性的マイノリティ当事者団体等が主催する理解促進に関するイベントなどへの協力・支援 など

(8) 顧客等職場外の人に対する取組

【取組事例】

- ・性的マイノリティの人を対象としたサービスの提供
- ・性別欄を削除、あるいは自由記述欄にするなどの見直し など

(9) その他の取組

- ・(1) から (8) 以外の性的マイノリティに関する取組で市長が認めるもの

※なお、「(1) 研修・周知啓発などによる理解の増進」については、市が実施する性的マイノリティに関するセミナーや出前講座に参加し、その情報を企業等内で共有し理解増進を図ることで、要件を満たすものとします。

セミナーの開催については、随時、広報ひろさきや市ホームページで周知します。

出前講座の利用については、市ホームページ <https://www.city.hirosaki.aomori.jp/jouhou/koho/demae.html> をご確認ください。

## 5 登録の取消し

次のいずれかに該当する場合は、登録を取り消しします。

- (1) 「2 登録の要件」の(1) ただし書きのいずれかに該当することが判明したとき
- (2) 「2 登録の要件」の(2)、(3) を満たさないことが判明したとき
- (3) 申請書の内容に虚偽又は不正があることが判明したとき
- (4) その他、市長が特に必要と認めるとき
  - ・登録が取消しとなった場合は、登録証を直ちに返還するとともに、登録ロゴマークの使用を終了してください。

## 6 登録企業のメリット

- (1) 登録証、登録ステッカーの受領
- (2) 登録ロゴマーク電子データの利用
- (3) ハローワークの求人票へ登録企業である旨の表示が可能
  - ・この他、性的マイノリティに関する取組を実施している企業等として、市のホームページ等で取組を周知することができます。

## 7 市の担当部署

本制度についてご不明な点などありましたら、下記までご連絡ください。

- ・弘前市企画部企画課ひとつづくり推進室

〒036-8551

青森県弘前市大字上白銀町1番地1（弘前市役所前川本館2階）

電話：0172-26-6349（土曜日・日曜日・祝日等市役所の休日を除く 8:30～17:00）

Eメール：kikaku@city.hirosaki.lg.jp

## 8 Q & A

Q1 登録は事業所ごとになりますか。

A1

登録の単位は、事業所（本店、支店、営業所等）ごととなります。なお、申請については、本店または本社等が市内にある場合に限り、支店等も含めてまとめて申請することができます。

Q2 登録の有効期間はあるのですか。

A2

有効期間は設けておりません。ただし、登録の要件を満たさなくなったときや申請書の内容に虚偽または不正があることが判明したときなどには、登録は取消しとなります。

有効期間がないため、更新手続きの必要もありませんが、毎年度、市から取組状況等に係る確認を行いますので、ご協力をお願いいたします。

Q3 登録したいが、何から取組を始めたらいいかわからない。

A3

まずは、性的指向や性自認について基本的な知識を学ぶことから、市と一緒に始めてみませんか。市では、性的マイノリティに関するセミナー等を開催していますのでご参加いただき、そこで学んだ情報を職場内で共有し、理解増進を図っていただければと思います。

性的マイノリティに関するセミナーや研修に参加し、企業等内で情報を共有し、理解増進を図ることは、登録の要件となる取組「(1) 研修・周知啓発などによる理解の増進」に該当します。

また、市では出前講座「『知る』から始める性の多様性」も実施していますので、職場研修などでぜひご活用ください。

Q4 登録の要件となる取組に該当するかわからない。

A4

「4 登録の要件となる取組について」をご覧ください、不明な点等ございましたら、お気軽に企画課ひとづくり推進室までお問合せください。

弘前市企画課ひとづくり推進室

電話：0172-26-6349（土曜日・日曜日・祝日等市役所の休日を除く 8:30~17:00）

Eメール：kikaku@city.hirosaki.lg.jp

市ホームページ：<https://www.city.hirosaki.aomori.jp/jouhou/seido/2023-0922-0845-433.html>



## 参考 弘前市LGBTQフレンドリー企業登録制度実施要綱

### 弘前市LGBTQフレンドリー企業登録制度実施要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、一人ひとりが互いを尊重し合い心豊かに暮らせるまちの実現を目指し、性的マイノリティに関する取組を行う企業等を登録する「弘前市LGBTQフレンドリー企業登録制度」の実施について必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時に割り当てられた性別と異なる者をいう。
- (2) 企業等 市内に事業所を有する個人事業主又は市内に本店若しくは主たる事業所若しくは事務所を有し、かつ、常時雇用する労働者を有して事業活動を行うものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動を行うもの
  - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動を行うもの
  - ウ 法令、条例等に違反しているもの
  - エ 行政指導により、一定の作為又は不作為を求められているもの
  - オ 暴力団及びその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にあるもの
  - カ その他市長が適当でないと認めるもの
- (3) LGBTQフレンドリー企業 性的マイノリティを理解し、及び支援をしたいという意思を持つ企業等であって、理解の促進や配慮した取組を行っているものをいう。

#### (登録の要件)

第3条 登録の対象となる企業等は、次の各号のいずれの要件にも該当するものとする。

- (1) 性的マイノリティを理解し、及び支援したいという意思があること。
- (2) 企業等において別表に掲げる性的マイノリティに係る理解の促進や配慮した取組を1項目以上行っていること。

#### (登録の方法)

第4条 登録の申請をしようとする企業等（以下「申請企業」という。）は、弘前市LGBTQフレンドリー企業登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に取組内容に関する説明資料を添付して市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を確認し、登録の要件を満たしていると認められるときは、当該申請企業をLGBTQフレンドリー企業として登録し、弘前市LGBTQフレンドリー企業登録証（様式第2号。以下「登録証」という。）

を交付するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を公表するものとする。

(登録内容の確認等)

第5条 市長は、前条第1項の申請に係る内容について、必要に応じて現地調査等により確認を行うことができる。

(変更の届出)

第6条 登録を受けた企業等(以下「登録企業」という。)は、次に掲げるときは、遅滞なく、その旨を弘前市LGBTQフレンドリー企業申請事項等変更届(様式第3号)により、市長に届け出なければならない。

(1) 登録企業の名称、所在地、代表者の氏名その他申請書の記載事項に変更があったとき。

(2) 第3条の要件を満たさなくなったとき。

(ロゴマーク)

第7条 市長は、登録企業であることを広く周知するため、弘前市LGBTQフレンドリー企業登録制度ロゴマーク(様式第4号。以下「ロゴマーク」という。)を定めるものとする。

2 ロゴマークの使用は、無償とする。

3 ロゴマークは、定められた形状、色彩等に従い使用しなければならない。ただし、市長の承認を受けたものはこの限りでない。

(登録の取消し)

第8条 市長は、登録企業が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、弘前市LGBTQフレンドリー企業としての登録を取り消すことができる。

(1) 第2条第2号アからカまでに該当することが判明したとき。

(2) 第3条各号の要件を満たさないことが判明したとき。

(3) 申請書の内容に虚偽又は不正があることが判明したとき。

(4) その他、市長が特に必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該企業等に対し、その旨を通知するものとする。

3 第1項の規定により登録を取り消された企業等は、直ちに登録証を市長に返還するとともに、前条第1項に定めるロゴマークの使用を終了しなければならない。

(登録企業の役割)

第9条 登録企業は、登録に係る取組の維持及び充実に努めるものとする。

(市の役割)

第10条 市は、登録企業について、市の広報媒体による周知に努めるものとする。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月11日から施行する。

別表（第3条第2号関係）

項目	取組
1	研修・周知啓発などによる理解の増進
2	方針の策定・周知や推進体制づくり
3	相談体制の整備
4	採用・雇用管理における取組
5	福利厚生における取組
6	性的マイノリティの人が働きやすい職場環境の整備
7	職場内外における支援ネットワークづくり
8	顧客等職場外の人に対する取組
9	その他の取組

弘前市長 様

所在地  
企業等 名称  
代表者職・氏名

弘前市LGBTQフレンドリー企業登録申請書

弘前市LGBTQフレンドリー企業登録制度実施要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

なお、この申請は、本店又は本社である企業等が市内にある複数の支店等を代表して申請したものであり、他の支店等も併せて登録を希望するもの  です。

ではありません。

記

1 企業概要

(1) 形態  個人事業主  本店又は本社等  支店等

(2) 常時雇用する労働者数 \_\_\_\_\_ 人

(3) 業種及び主な事業内容

(4) ホームページアドレス

(5) 複数の支店等を代表し申請する場合、登録を希望する支店等名称及び所在地

2 確認事項

要綱第2条第2号アからカに  該当しません。

該当します。

3 申請に係る担当者

(1) 所属及び氏名

(2) 電話番号

(3) Eメール

#### 4 取組内容

性的マイノリティを理解し、及び支援したいという意思を持ち、下記の取組を行っています。

取組項目	具体的な取組内容
<input type="checkbox"/> 1 研修・周知啓発などによる理解の増進	
<input type="checkbox"/> 2 方針の策定・周知や推進体制づくり	
<input type="checkbox"/> 3 相談体制の整備	
<input type="checkbox"/> 4 採用・雇用管理における取組	
<input type="checkbox"/> 5 福利厚生における取組	
<input type="checkbox"/> 6 性的マイノリティの人が働きやすい 職場環境の整備	
<input type="checkbox"/> 7 職場内外における支援ネットワークづくり	
<input type="checkbox"/> 8 顧客等職場外の人に対する取組	
<input type="checkbox"/> 9 その他の取組	

#### 5 添付書類

- 4 取組内容中、具体的な取組内容が確認できる書類

#### 備考

- 1 がある項目等については、該当するものをしてください。
- 2 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。

担当及び提出先 弘前市企画部企画課  
電話 26-6349

## 弘前市LGBTQフレンドリー企業登録証

企業等の名称 \_\_\_\_\_

代表者職・氏名 \_\_\_\_\_ 殿

弘前市LGBTQフレンドリー企業登録制度実施  
要綱第4条第2項の規定により、弘前市LGBTQ  
フレンドリー企業として登録します。

登録番号 第 \_\_\_\_\_ 号



令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

弘前市長

弘前市長 様

所在地  
登録企業 名称  
代表者職・氏名

弘前市LGBTQフレンドリー企業申請事項等変更届

弘前市LGBTQフレンドリー企業の登録に係る事項について変更があったので、弘前市LGBTQフレンドリー企業登録制度実施要綱第6条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 登録内容

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日

2 変更内容

変更事項	変更後
<input type="checkbox"/> 登録企業の名称	
<input type="checkbox"/> 登録企業の所在地	
<input type="checkbox"/> 登録企業の 代表者職・氏名	
<input type="checkbox"/> 取組内容等	
<input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/> 性的マイノリティに係る理解の促進や配慮した取組を実施しなくなったもの	

備考

- 1 がある項目等については、該当するものをしてください。
- 2 取組内容等に変更があったときは、その内容が確認できる書類を添付してください。

担当及び提出先 弘前市企画部企画課  
電話 26-6349

様式第4号（第7条第1項関係）





発行元：弘前市企画部企画課ひとづくり推進室

TEL：0172-26-6349(直通)

E-mail：kikaku@city.hirosaki.lg.jp

令和5年9月発行